

田辺市障害児・者相談支援センター

ゆめふる LETTER

〒646-0028

和歌山県田辺市高雄一丁目23-1

田辺市民総合センター2F

TEL 0739-26-4923

FAX 0739-26-4934

E-mail yumeful@vm.aikis.or.jp

暑さが日ごとに増してまいりましたが、いかがお過ごしでしょうか？
ゆめふるスタッフも日々ドタバタしながら、なんとか頑張っています！
6月号では、障害者総合支援法について、とりわけ平成25年4月から新しく
難病等の方々が、障害福祉サービスの対象となったことについて、お知らせ
したいと思います。

平成25年4月から障害福祉サービス等が 利用できる対象に「難病等」が加わりました。

平成25年4月1日付けで障害者自立支援法が改正され、新しい法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称：障害者総合支援法）となり、障害者の範囲に「難病等」が加わり、「難病の方」も障害福祉サービス等の利用ができる対象となりました。

これまで、身体に障害のある場合には、身体障害者手帳を所持していなければ障害福祉サービス等の申請はできませんでしたが、これにより、難病などで症状の変動があり身体障害者手帳の所持ができない場合においても、障害福祉サービスの利用申請ができることになりました。

○難病等の範囲

国の難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象疾患である130疾患

(※病気についての一覧表はゆめふるにもあります。)

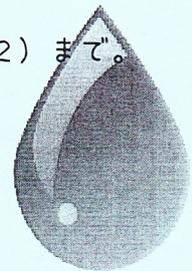
○手続き

サービスの申請時に、対象疾患に罹患（病気にかかっている）ことがわかる証明書（特定疾患医療受給者証又は医師の意見書）を提出。

※ 詳しくは、ゆめふる又は、田辺市障害福祉室（26-4902）まで。

6月の巡回相談

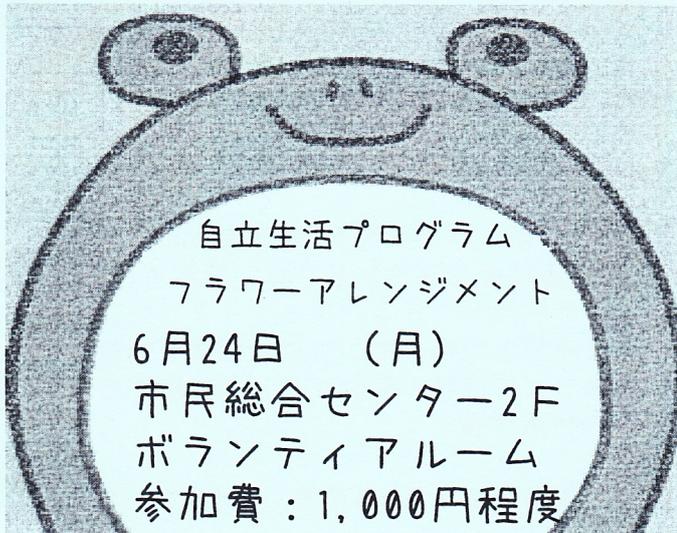
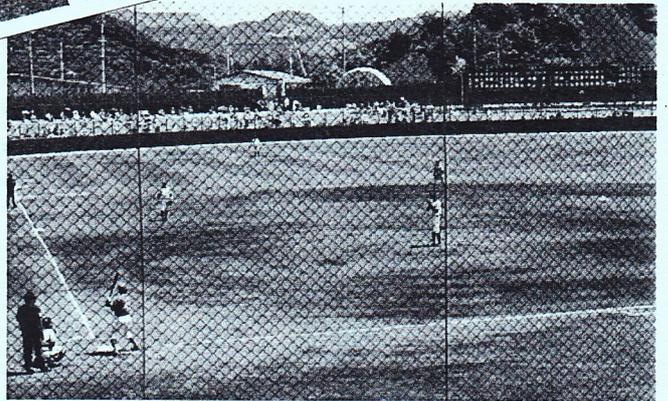
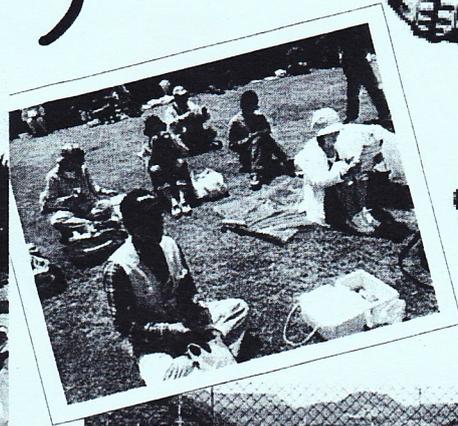
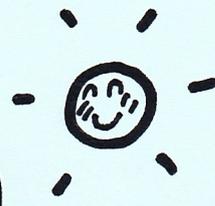
大塔行政局	6日	(木)
中辺路行政局	13日	(木)
龍神行政局	20日	(木)
本宮行政局	27日	(木)



《土曜開所》

5月18日(土)

ウエスタンリーグ観戦の様子



6月の土曜開所

「あじさいを見に行こう」です！

※なお、土曜開所・自立支援プログラムにつきましては、人数に制限がありますので、ご確認下さい。

たけさんの

豆知識コーナー

ジメジメとした時期がやって参りました。洗濯物を部屋干しされなかなか乾かない、匂いが気になるという方も多いと思います。そこで、色々なところからこんなアイデアを集めてみました。

- ・洗濯が終わった後に、もう一回脱水してみる。→ 洗濯物の水気を絞り切る。
- ・針金ハンガーを太めのハンガーに変えてみる。→ 洗濯物の間に空間をつくる。
- ・衣類の縫い目は表にして干す。→ 縫い目が乾きにくいので表にもって干す。
- ・扇風機を回す(首振りが良いようです)→ 風を送って、強制乾燥。
- ・丸めた新聞紙を洗濯物の下に置いておく→ 新聞紙が洗濯物の湿気を吸ってくれる。



ちょっとした事ですが、快適に梅雨時期を過ごせたらと思います！